

第8 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所の取り扱い

第3章 消防用設備等の設置単位

省令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所、第19条第6項第5号（第20条第5項及び第21条第5項で準用する場合を含む。）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」及びパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所は、次によるものであること。

また、上記場所に該当する場合、移動式の泡消火設備、移動式の不活性ガス消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備、移動式の粉末消火設備又はパッケージ型消火設備（以下「移動式消火設備等」という。）を設置することができるものとする。

1 屋上部分

2 高架工作物（高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下で、外周部に壁がなく、柱のみである部分又は周囲の鉄柵のみで囲まれている部分

3 駐車場の用に供される部分

(1) 多段式の自走式駐車場（自動車の駐車のために供し、車室等に駐車する場合の移動を、自動車を運転させることにより行う形式の自動車車庫をいう。）は、次のアからエまでの基準に適合すること。

ア 建基法第68条の26に基づき、建基令第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。

ただし、1層2段及び2層3段の自走式駐車場にあっては、独立した自走式自動車車庫の取扱いについて（平成14年11月14日国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議）により取り扱われていること。

イ 自走式駐車場の外周部の開口部の開放性が、次の(ア)から(ウ)までの基準を満たしていること。

ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分。以下同じ。）であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと。

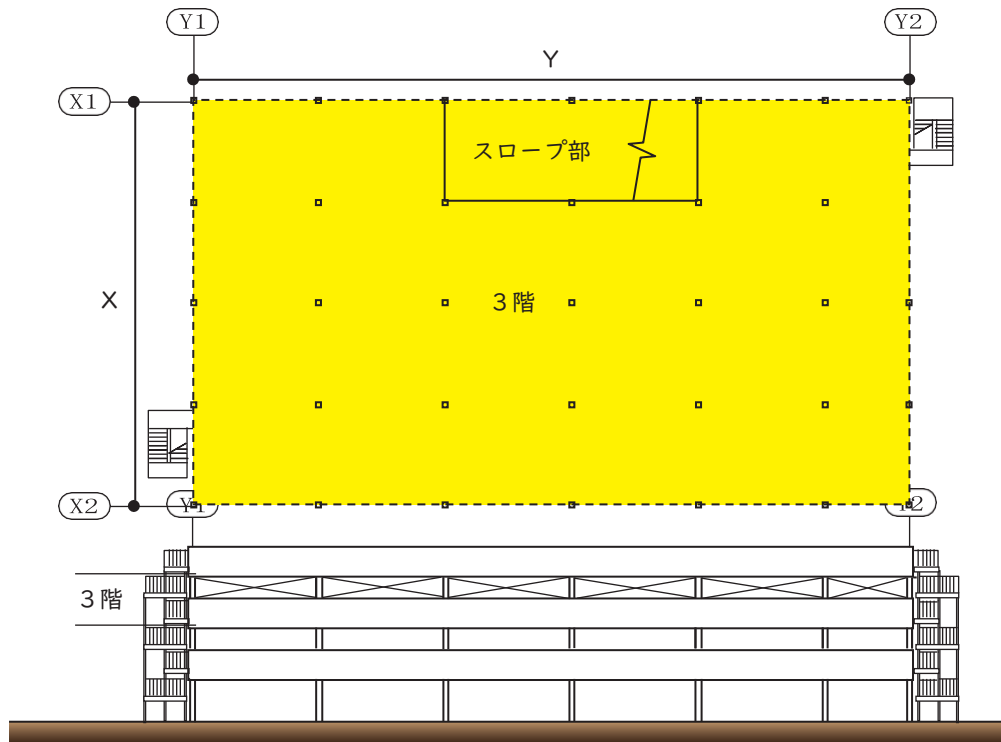
(ア) 常時外気に直接開放されていること。

(イ) 各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の5%以上であるとともに、当該階の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。（第8-1図参照）

(ウ) 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12㎡以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さ2分の1以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部に限る。）が確保されていること。（第8-2図から第8-4図まで参照）

第3章 消防用設備等の設置単位

(外周部の開口部の面積の合計)



開口部 ( 部分の面積の合計) $\geq$ 床面積 ( 部分) $\times 5\%$

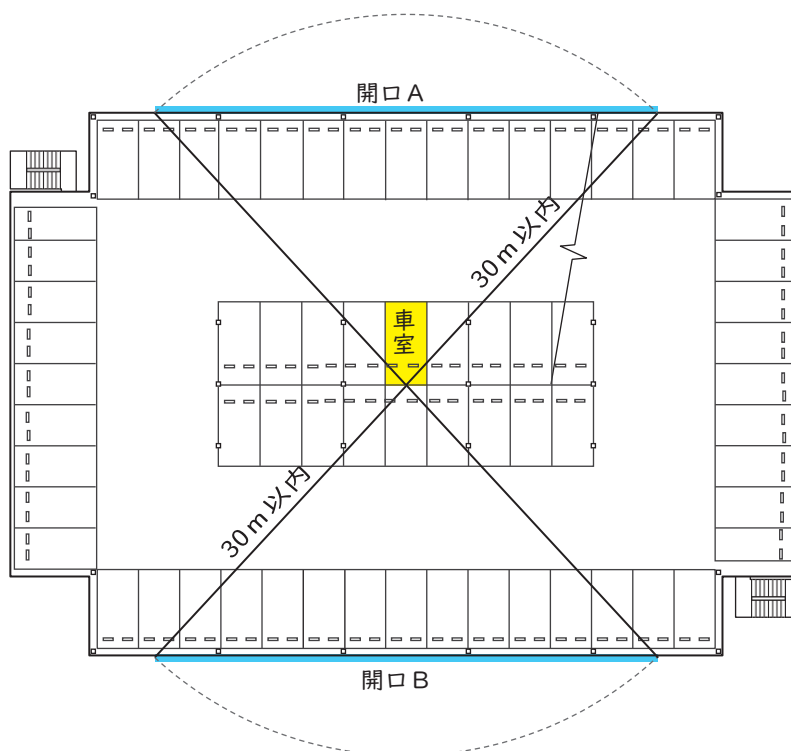
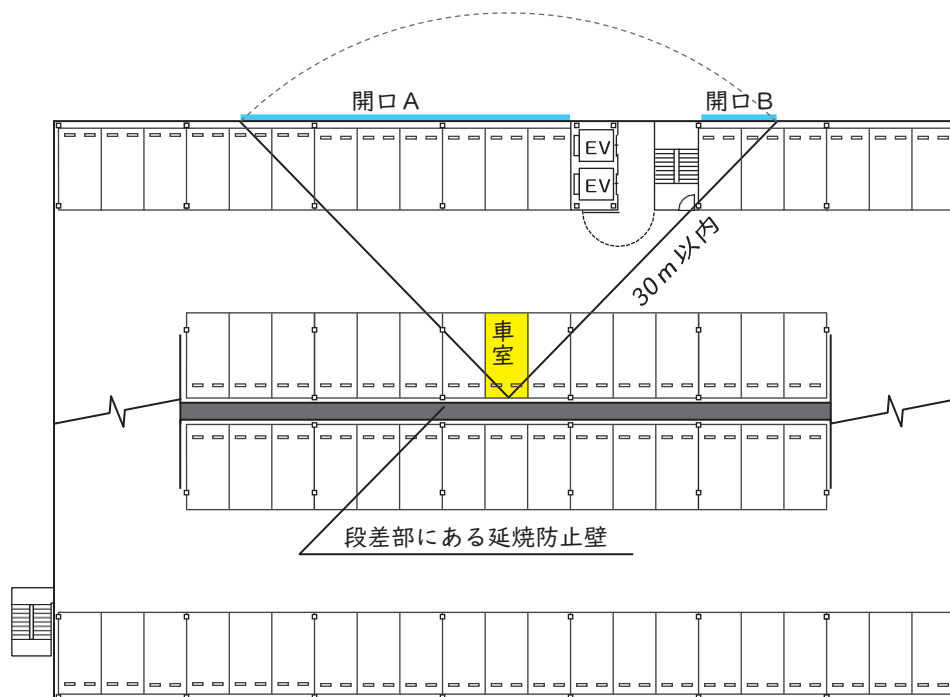
かつ、

開口部 ( 部分の面積の合計) $\geq$ 外周長さ ($(X + Y) \times 2$) $\times 0.5$

第8-1図

第3章 消防用設備等の設置単位

(車室の各部分から水平距離30m以内の外周部における12㎡以上の有効開口部)

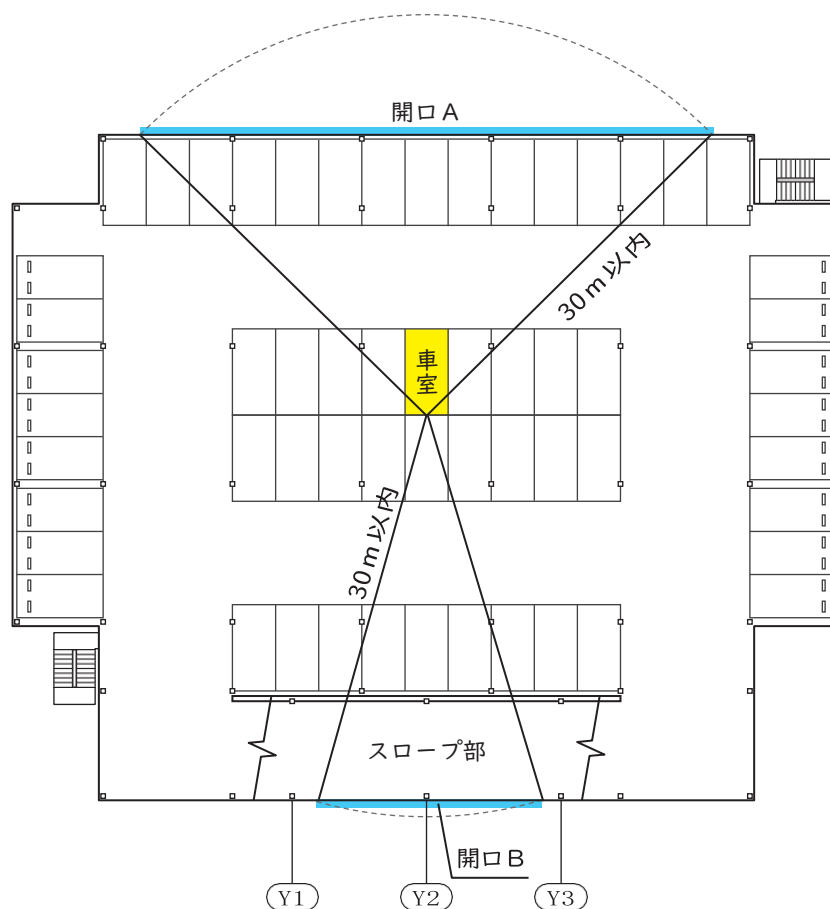


$$\text{開口 A} + \text{開口 B} \geq 12 \text{ m}^2$$

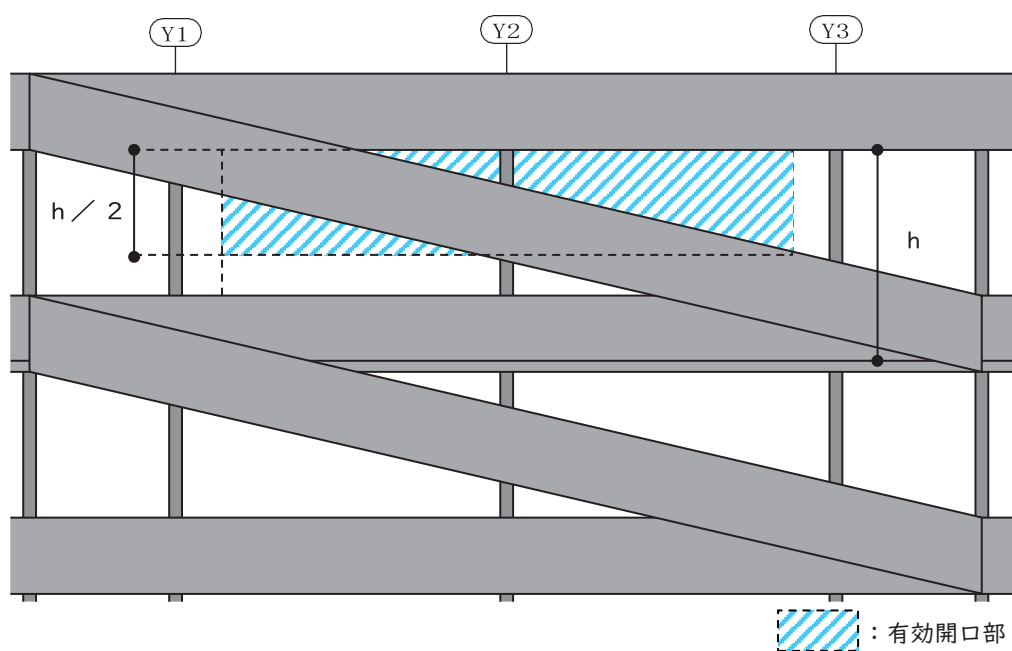
第8-2図

第3章 消防用設備等の設置単位

(有効開口部その1)



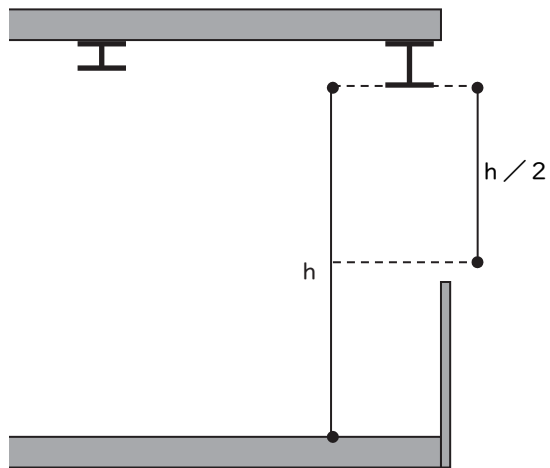
(スロープ部立面拡大図)



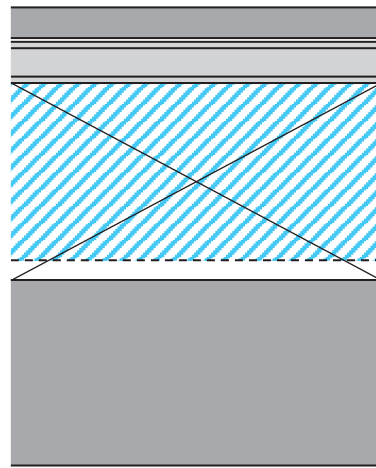
第8-3図

第3章 消防用設備等の設置単位

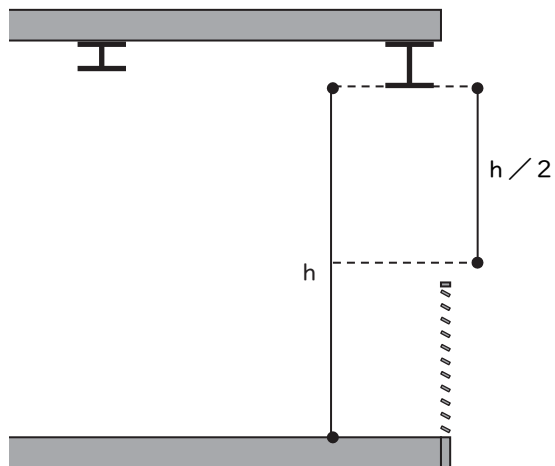
(有効開口部その2)



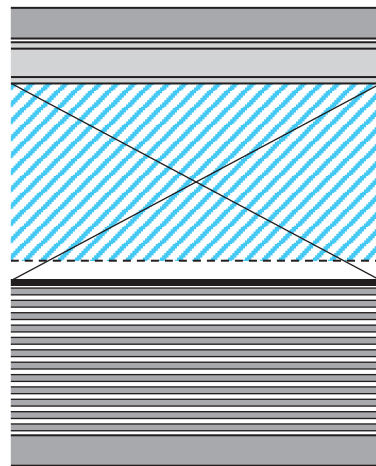
床面からはり等の下端までの高さ $h/2$ 以上の部分



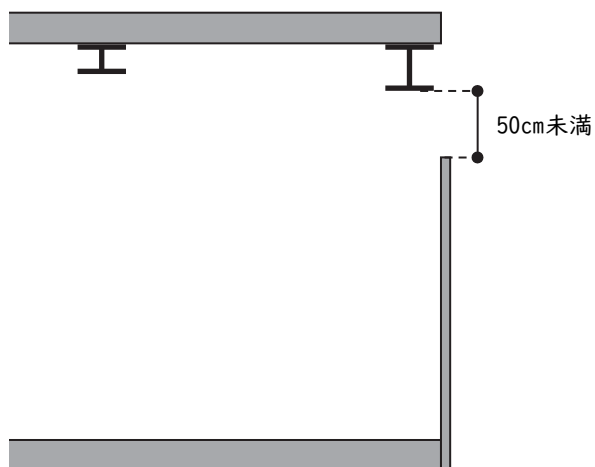
 : 有効開口部



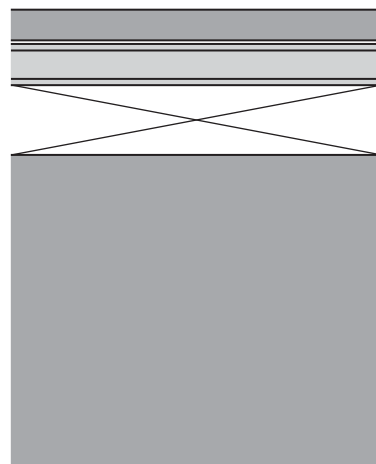
$h/2$ 未満の部分は、開口部であっても有効開口部としては取り扱わない。



 : 有効開口部



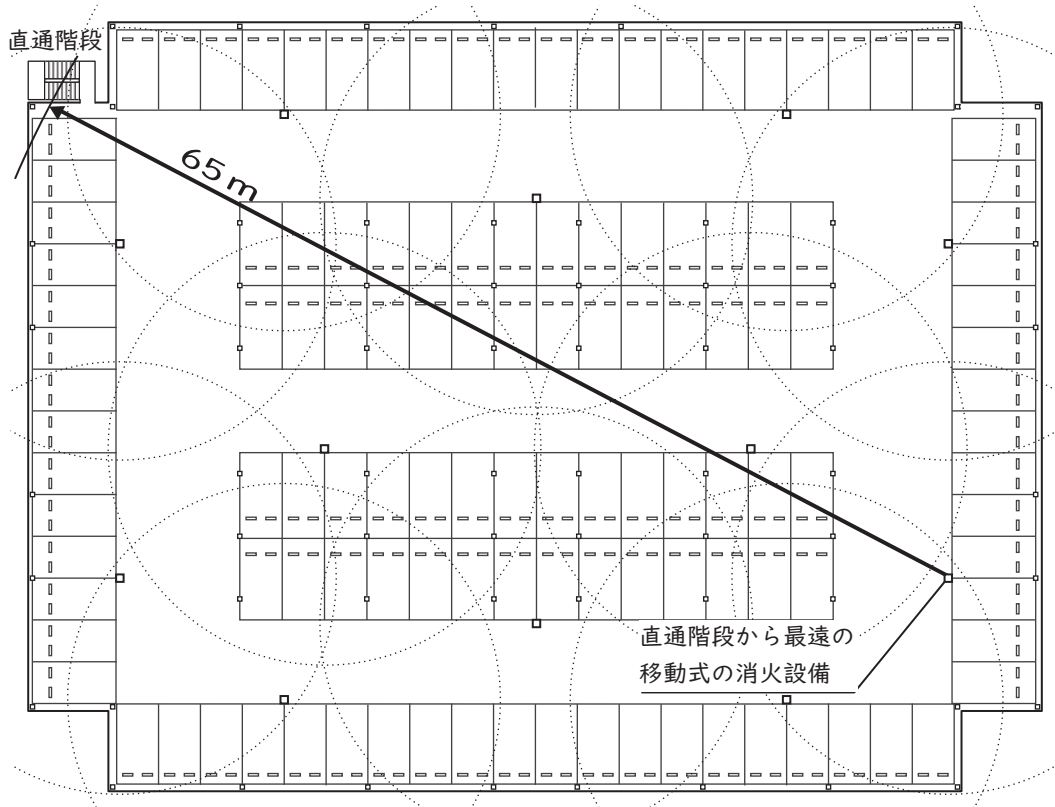
はり等の下端から 50 cm以上の高さを有する開口部を有効開口部として取り扱う。



有効開口部なし

第3章 消防用設備等の設置単位

ウ 直通階段（建基法第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。）は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が65m以内に設けてあること。
（第8－5図参照）



第8－5図

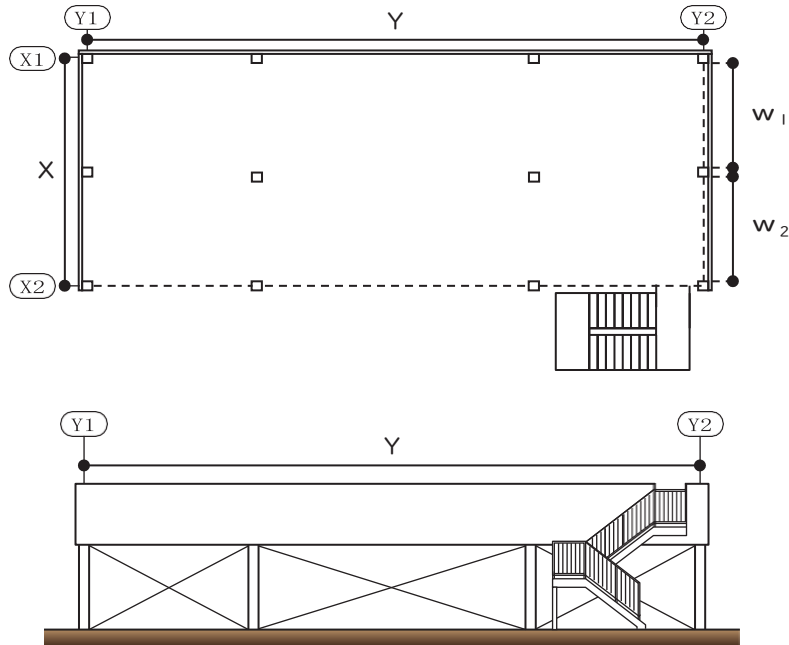
エ 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（1m以上の距離を確保した場合を除く。）。

ただし、5層6段以上の自走式駐車場については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は2m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（3m以上の距離を確保した場合を除く。）。

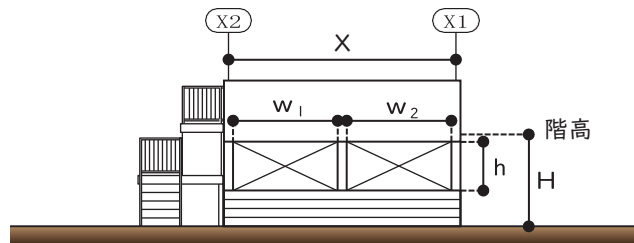
第3章 消防用設備等の設置単位

- (2) 多段式の自走式駐車場のうち、1層2段、2層3段及び3層4段の自動式駐車場は、前(1)イからエの基準にかかわらず、次のアからエのいずれかに適合すること。

ア 外周部について、長辺の一边の全面（構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができる。）が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边が当該壁面の面積の2分の1以上（階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部は除く。）が常時外気に直接開放されていること。（第8-6図参照）



※構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除くことができる。



※階高のおおむね2分の1より下方のみの開口部は除く。

長辺（Y1～Y2）の一边（X2側）の全面が常時外気に直接開放
かつ、
他の一边の壁面の1/2以上が常時外気に直接開放 $(w_1 + w_2) \times h \geq (X \times H) / 2$

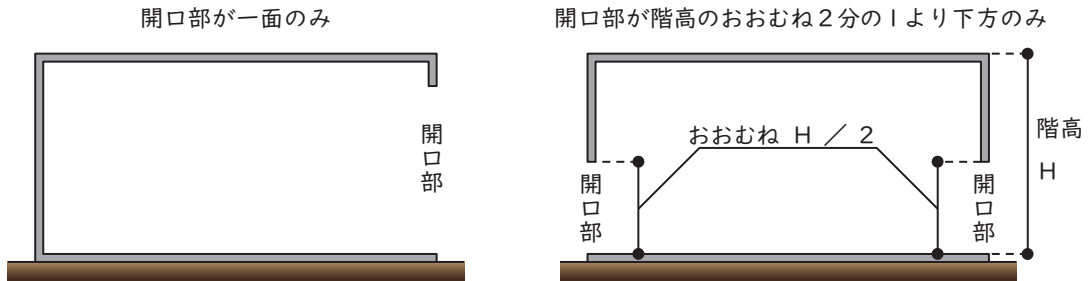
第8-6図

- イ 外周部の四辺（構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周）の上部に、構造上必要なのはり等の下端50cm以上の部分が常時外気に直接開放されていること。

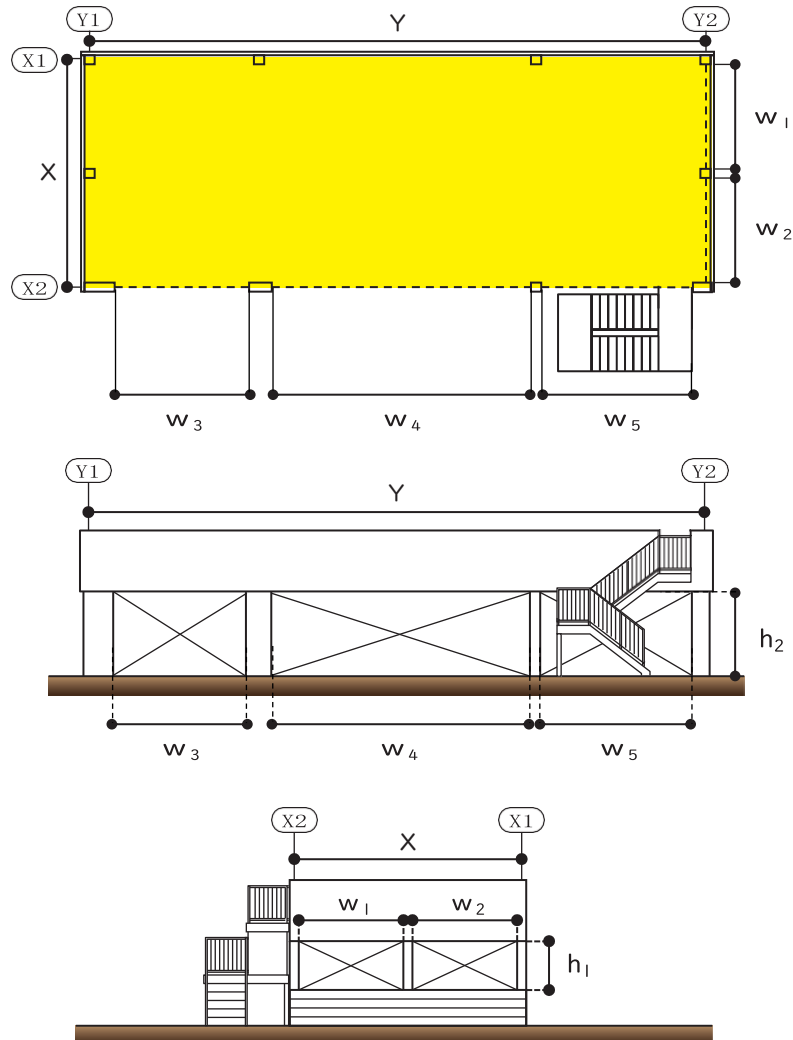
第3章 消防用設備等の設置単位

ウ 外周部に設ける常時外気に直接開放されている開口部の面積の合計が、自走式駐車場の床面積の合計の15%以上確保されていること（開口部が著しく偏在する場合を除く。）。●（第8-7図、第8-8図参照）

（開口部が著しく偏在する場合の例）



第8-7図



$$h_1 \times (w_1 + w_2) + h_2 \times (w_3 + w_4 + w_5) \geq \text{床面積 (黄色の部分)} \times 15\%$$

第8-8図

第3章 消防用設備等の設置単位

エ 天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。）の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。）の面積の合計が自走式駐車場の床面積の合計の15%以上確保されていること（開口部が著しく偏在する場合を除く。）。

ただし、エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分の面積は、当該部分の有効開口面積により算定すること。

(3) 1階を自走式駐車場とし、その上階が店舗、飲食店等の駐車のために供される部分以外の用途となっている防火対象物の場合は、(2)アからエのいずれかに適合すること。

(4) 多段方式の機械式駐車場には、ア及びイに適合すること。

なお、防火対象物の内部に設置する場合は、床面上（地上部分）は2段まで、ピットとなる部分（地下部分）は1段までのものに限る。

ア 地上部分には、原則として、全ての車両の直近に容易に到達でき、移動式の消火設備を有効に放射できるよう、各段に消火足場を施設すること。この場合の消火足場は、消火活動上及び避難上支障ないよう、次によること。●（第8-9図参照）

なお、各段に設置しなくても全ての車両に直接有効に放射できる場合には、2段毎に設置することができる。

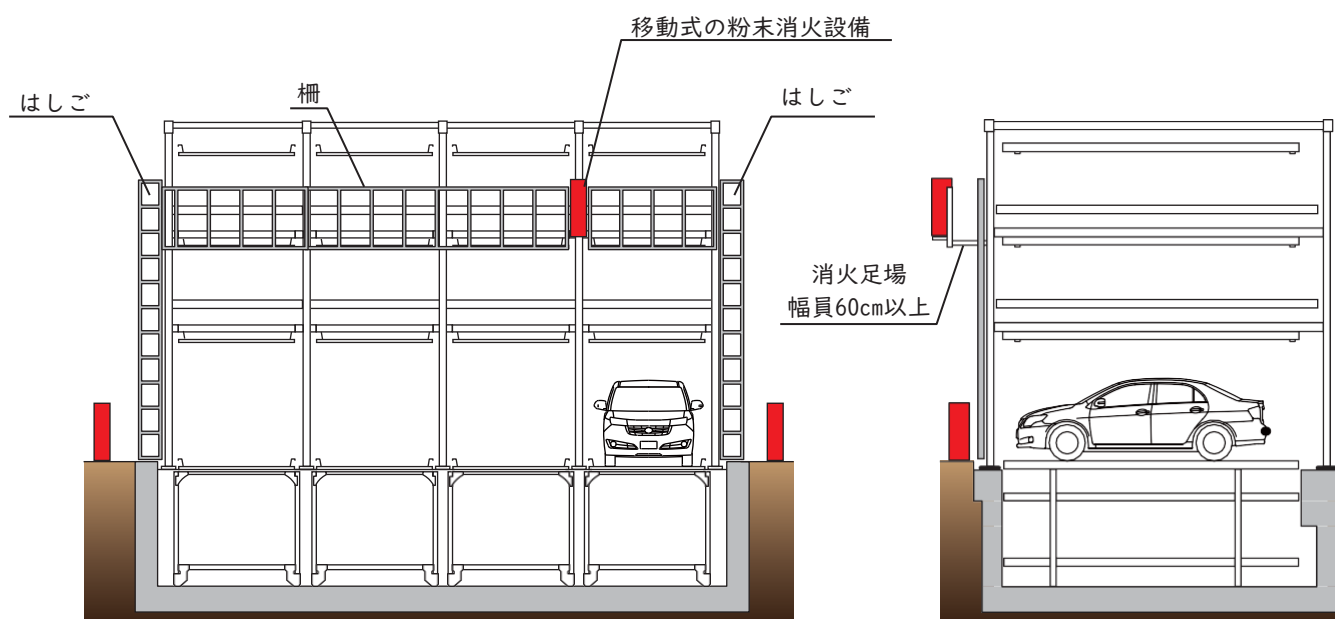
(ア) 消火足場は、消火活動上及び避難上支障のない強度を有すること。

(イ) 消火足場の天井高さは、おおむね2m以上で、消火足場及びこれに通じる階段の有効幅員は60cm以上とし、柵を設ける等転落防止措置を講じること。

(ウ) 消火足場の各部分から異なる二方向以上の経路により地上に避難することができること。

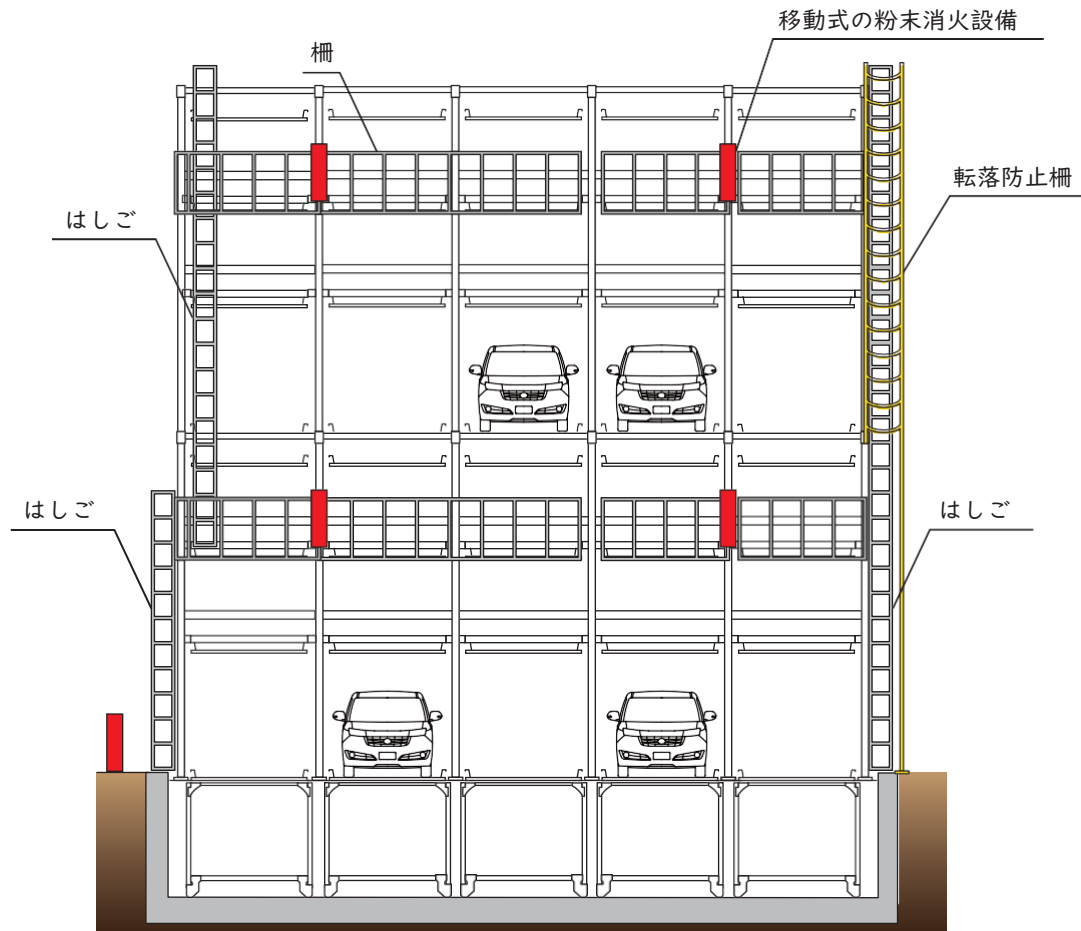
(エ) 地上から消火足場までの経路をはしごとする場合は、各段の昇降口が、直上段の昇降口と相互に同一直線上にないように、又は、柵を設ける等転落防止措置を講じること。

（3層4段式の開放式の機械式駐車場の例）



第3章 消防用設備等の設置単位

(5層6段の開放式の機械式駐車場の例)



第8-9図

イ 地下部分（地下2段までのものに限る。）には、地上部分に設置した移動式の消火設備から有効に放射できるよう、次の装置を設置すること。●（第8-10図参照）

(ア) 地下1段用

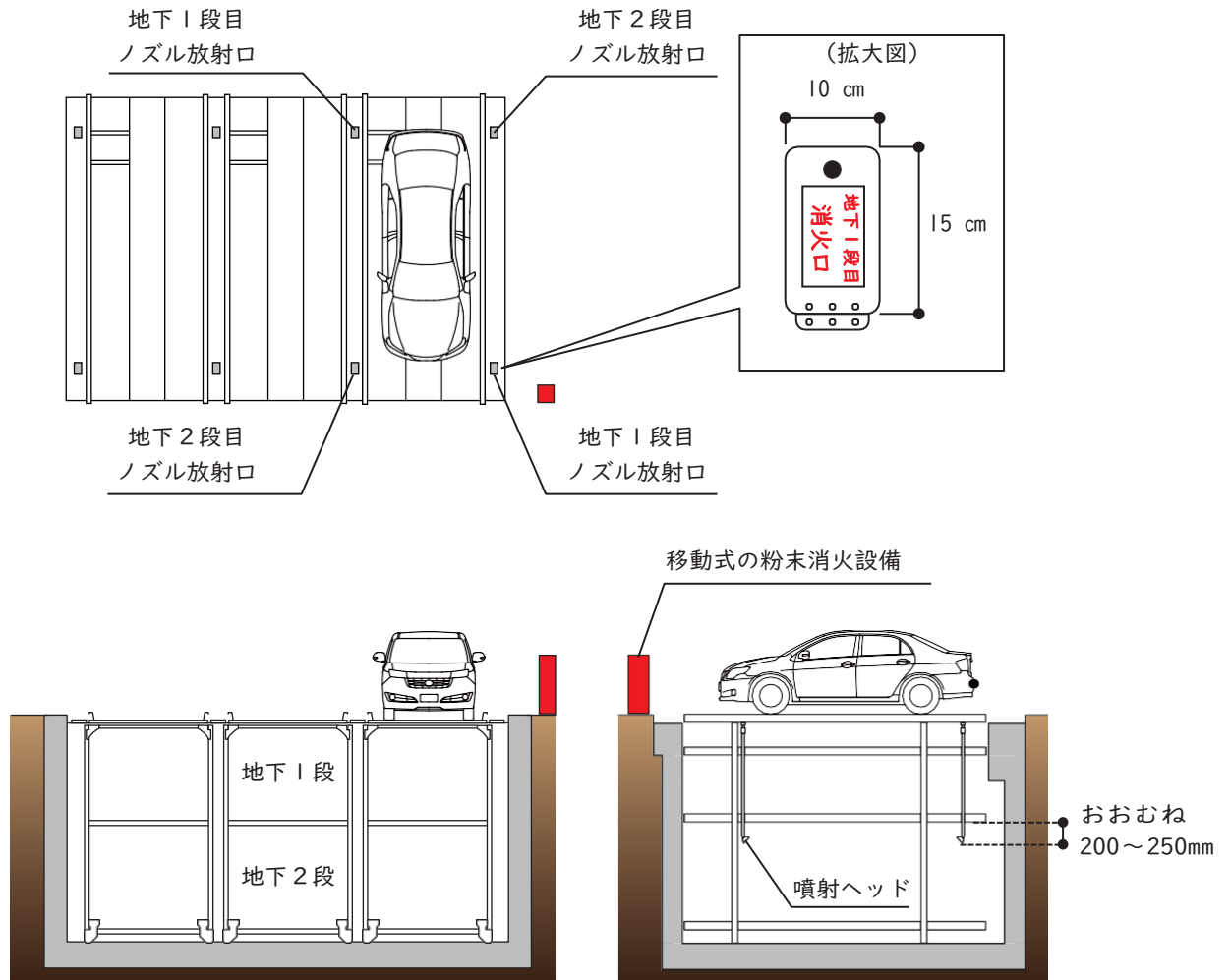
- a 車両1台あたりのパレットに短辺10cm、長辺15cmのノズル放射口を2個以上対角線になるように設置すること。
- b ノズル差込口の付近には、ノズル放射口である旨の表示をすること。

(イ) 地下2段用

地下1段目は前(ア)と同様とし、地下2段目は、次によること。

- a 車両1台あたりのパレットに短辺10cm、長辺15cmのノズル放射口を2個以上対角線になるように設置すること。
- b 放出口は、噴射ヘッド方式とし、車両の天井面及び側面を有効に放射できる高さとする。
- c ノズル放射口と放出口の接続は、鋼管とすること。
- d ノズル放射口は、消火剤の漏れがない構造とすること。
- e ノズル放射口の付近には、ノズル放射口である旨の表示をすること。

第3章 消防用設備等の設置単位



第8-10図

4 その他の防火対象物の場合

(1) 階段又は避難口等の出入口等が容易に見通すことができ、かつ、次のいずれかに該当する場所

ア 建基令第126条の3に規定する排煙設備又はそれと同等の排煙設備が設けてあり、その手動開放装置が当該移動式消火設備等の直近に設けてある場所

イ 「排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分」を定める件」(平成12年建設省告示第1436号)第1号から第3号までのいずれかに適合する場所で、その手動開放装置が当該移動式消火設備等の直近に設けてある場所

ウ 外周部に設ける常時外気に直接開放されている開口部の面積の合計が、移動式消火設備等設置場所の床面積の合計の15%以上確保されていること(開口部が著しく偏在する場合を除く。)。

第3章 消防用設備等の設置単位

5 留意事項

(1) 防護対象物となる部分に建基令第112条に規定する防火区画が存する場合は、当該防火区画された部分ごとに、それぞれの基準に該当するかを判断すること。

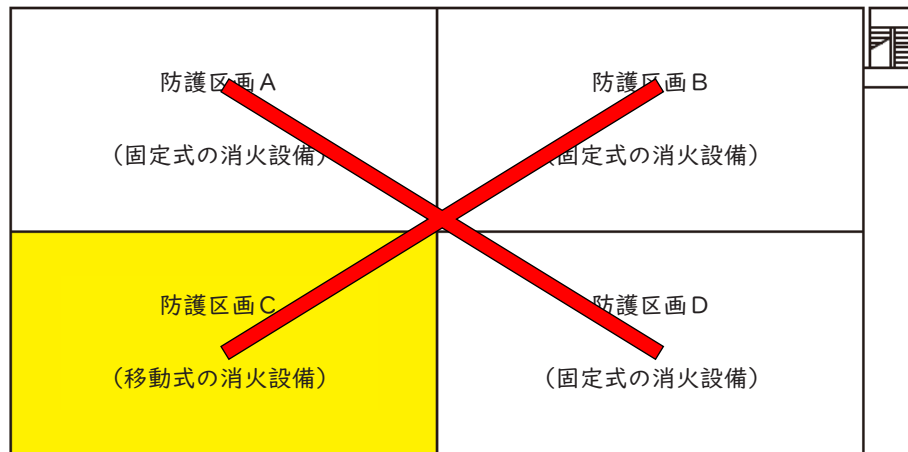
(2) 一の階に、複数の防護区画が存する場合は、固定式の消火設備と移動式の消火設備を併存しないこと。（第8-11図参照）

ただし、次のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

ア 常時直接外気に開放されたスロープ部に移動式消火設備等を設ける場合

イ 防護区画以外の部分を介して2以上の防護区画がある場合（防護区画と防護区画以外の部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。）

ウ 防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動を行うことができ、かつ、安全に避難することができるよう、移動式消火設備等を設けた防護区画内から直接屋外に出られる場合又は直通階段が設けられている場合



※ 原則、一の階で、固定式の消火設備と移動式の消火設備の併存は認められない。

第8-11図